

# 名勝旧益習館庭園書院耐震補強及び保存修理実施設計業務 特記仕様書

## 1 目的

名勝旧益習館庭園は、洲本市及び淡路島の江戸時代の歴史や城下町を知る上で、中核をなすもので、平成 31 年 2 月 26 日に淡路島の庭園で初めて国の名勝に指定された。

庭園の整備は平成 26～27 年度にかけて行われて以降、大きく行われておらず、視点場となる旧益習館庭園書院（以下、書院という）の老朽化及び耐震性、前庭の景観整備、園池の浚渫や植栽整備などにおいて課題が見られる。

本業務は、書院の機能回復を通じて本来の観賞ができるようにするとともに、活用拠点としての整備を行い、旧益習館庭園が本市のまちづくりに貢献することを目的として行うものである。

今年度においては、令和 6 年度に実施した耐震診断及び保存修理基本設計業務の成果をもとに、書院の耐震補強と保存修理のための実施設計を行う。

## 2 業務概要

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 業務名    | 名勝旧益習館庭園<br>書院耐震補強及び保存修理実施設計業務   |
| (2) 履行期間   | 契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日まで   |
| (3) 業務対象箇所 | 名勝旧益習館庭園（兵庫県洲本市山手三丁目地内）  |
| (4) 業務対象   | 名勝旧益習館庭園 書院<br>対象棟（構造・床面積（柱心）） <ul style="list-style-type: none"><li>・書院棟（木造平屋、瓦葺・160.70 m<sup>2</sup>）</li><li>・玄関棟（木造平屋、瓦葺・25.60 m<sup>2</sup>）</li><li>・新玄関棟（木造平屋、瓦葺・68.70 m<sup>2</sup>）</li></ul> |

## 3 適用

本業務は、本特記仕様書によるほか、過年度成果「名勝旧益習館庭園整備基本計画（令和 5 年 3 月洲本市教育委員会、以下「整備基本計画」という。）」「旧益習館庭園書院耐震診断及び保存修理基本設計（令和 6 年度）」をふまえて実施するものとする。

## 4 業務内容

名勝旧益習館庭園に所在する書院について、過年度の成果を踏まえて現地詳細調査を実施し、耐震補強及び保存修理に関する実施設計図としてまとめる。その他、工事仕様書の作成、工事費の算出、委員会補助を行う。

なお、業務の実施にあたっては「整備基本計画」を十分理解した上で、文化庁・兵庫県教育委員会・洲本市教育委員会の協議・指示に基づき、名勝旧益習館庭園整備委員会の委

員による指導・監修を受ける。

(1) 現地詳細調査

令和6年度に実施した調査結果、耐震診断結果、基本設計の内容を踏まえて、実施設計に必要な追加調査を行い、与条件を整理する。

(2) 実施設計図の作成

耐震補強・保存修理の実実施設計図を作成する。

(3) 工事仕様書の作成

実施設計を作成した建造物について、工事仕様書を作成する。

(4) 工事費の算出

実施設計を作成した建造物について、その内容に基づき数量計算を行い、工事費の算出を行う。

(5) 委員会補助

保存整備のために設置する学識経験者、地元関係者、行政関係者等で構成される整備委員会に出席し、提示資料や意見の取りまとめ（会議録）等を行う。会議の回数は1年間で2回程度とする。

(6) 打合せ協議

必要に応じた打合せや報告等を適宜実施する。

## 5 成果品

(1) 成果品の内容及び数量の下記のとおりとし、提出場所は洲本市教育委員会事務局生涯学習課とする。なお、提出期限は令和8年3月19日までとする。

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| ① 実施設計図書（耐震補強、保存修理（設備工事含む）） | 一式 |
| イ 実施設計図                     |    |
| ロ 工事仕様書                     |    |
| ハ 工事費積算書                    |    |
| ② 整備委員会資料                   | 一式 |
| ③ その他発注者が必要と認める資料           | 一式 |
| ④ 上記電子データ（CD-ROMまたはDVD-ROM） |    |

2部（正1部、副1部）

(2) 業務完成後においても、受注者は発注者の疑義については速やかに回答するとともに、不適格な箇所は無償で成果品を訂正しなければならない。

## 6 その他

(1) 本業務に必要な資料のうち、発注者の所有するものについては貸与するが、その取扱いについては十分に注意するとともに、本業務以外に使用してはならない。また、業務完了後は速やかに返却しなければならない。

(2) 地域住民及び関係者とのトラブルが生じないように特に注意すること。

- (3) 現場への立ち入りにあたっては、発注者に事前連絡をすること。
- (4) 本業務遂行中に疑義が生じた場合は、協議の上発注者の指示に従うものとする。受注者は、作業実施中に不測の事態が生じた場合は、遅滞なく発注者に連絡を行い、その指示に従わなければならない。